

みんなを支える

みんなを支える

K O K U M I N

国民年金

N E N K I N







国民年金は、老後に支給される「老齢年金」だけでなく、現役時代に病氣やけがで障害者になったときは「障害年金」として、本人が亡くなったときは遺族を支える「遺族年金」として支給される、皆さんの生活を支えるものです。

保険料です。国民年金は、現役世代の方の納める保険料が高齢者の年金を支え、現役世代の方は、将来、次世代の方に支えてもらうという「世代間扶養」で成り立っています。そのため日本では、20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金への加入と保険料納付が義務づけられています。

公的年金制度の中の国民年金

公的年金は大きく分けて、国民年金・厚生年金・共済年金とあります。では、あなたが老後にもらえる年金は何でしょうか。簡単に表にすると次のとおりです。

第3号被保険者	第2号被保険者		第1号被保険者
 会社員や公務員の妻など	 会社員など	 公務員など	 自営業者・学生など
	厚生年金	共済年金	(付加年金)
国民年金	国民年金		国民年金

国民年金の給付は

公的年金制度に加入している全ての人が、共通してもらえる年

金が国民年金です。では、国民年金の給付について、どんなものがあるのでしょうか。

老齢基礎年金

年金制度加入期間が合計して25年以上あるとき、65歳から受給することができます。年金制度加入期間とは、国民年金保険料納付期間（保険料免除期間を含みます。）に厚生年金・共済年金や第3号被保険者期間を加えたものです。

障害基礎年金

国民年金加入中の病氣やケガを原因に、一定の障害が残ったときに受けられます。

国民年金保険料を未納にしていると受けられないときがあります。また、20歳前から障害の状態にある方は、20歳から受給できません。

遺族基礎年金

国民年金加入中に、夫を病氣や不慮の事故で失ったとき、夫に扶養されていた18歳未満の子供のある妻、または子に支給されるものです。

国民年金保険料の納付要件があり、未納にしていたりすると受けられないときがあります。